

# 令和3年度 東大和市

## 小口事業資金融資制度のご案内 《 運転資金・設備資金・不況対策特別運転資金 》



東大和市 市民部 産業振興課  
東大和市中心 3 丁目 930 番地(1階3番窓口)  
電話番号 042-563-2111 内線 1076  
FAX 042-563-5927



## 申込者の資格

個人事業者の場合	法人の場合
・市内に引き続き 1 年以上居住し、住民登録又は外国人登録している方が、都内で 1 年以上同一事業を継続していること。	・主たる事務所又は事業所を市内に有し、1 年以上同一事業を継続していること。
・常時使用する従業員の数が家族と臨時(パートを含む)を除く 20 人以下(商業・サービス業は 5 人以下)であること。	・常時使用する従業員の数が役員と臨時(パートを含む)を除く 20 人以下(商業・サービス業は 5 人以下)であること。
・東京保証協会の保証対象業種であること。	・東京保証協会の保証対象業種であること。(原則、代表者個人の保証が必要)
・納期限を超過した市民税・所得税及び固定資産税を完納していること。	・納期限を超過した法人市民税・法人税及び固定資産税を完納していること。

## 融資条件

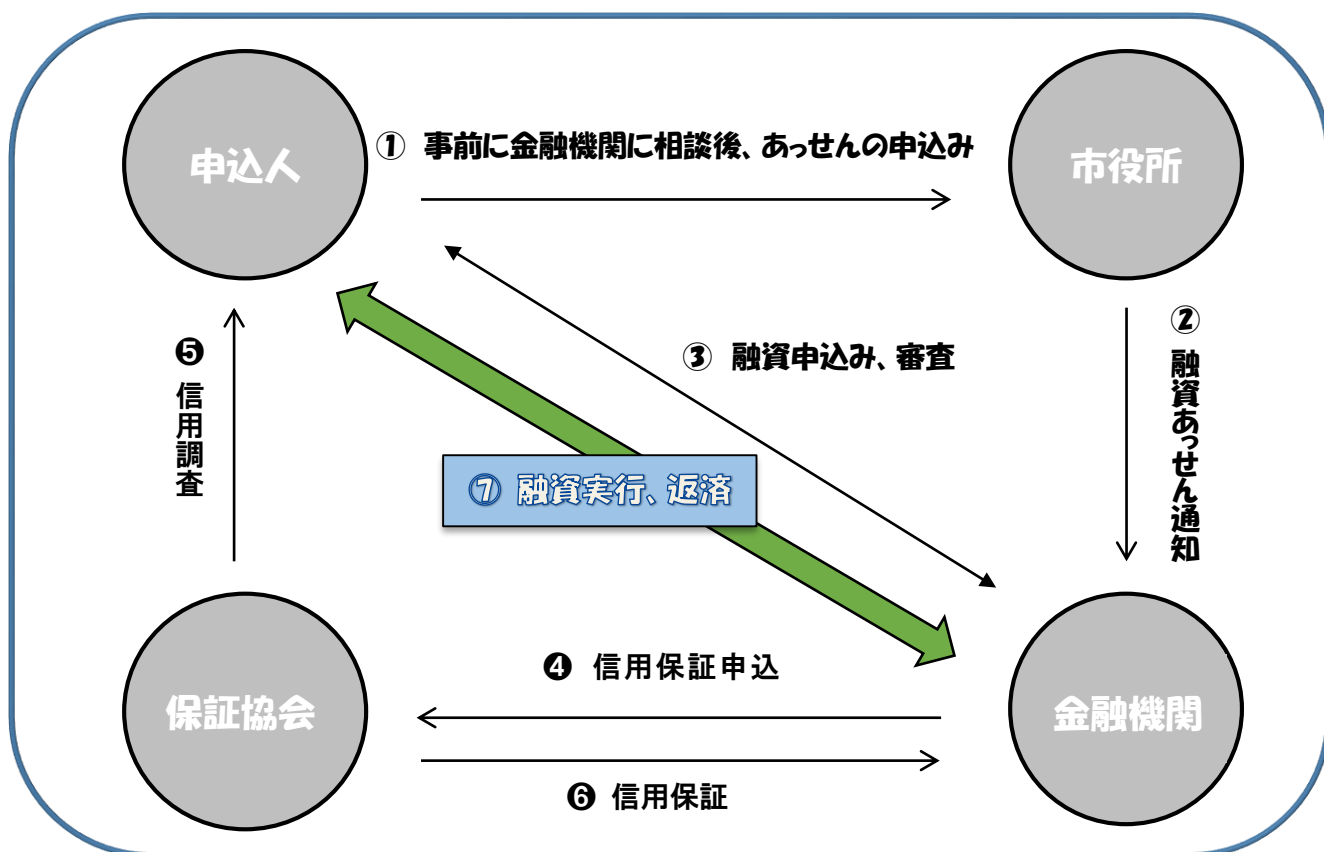
資金使途	限度額	償還期間	償還方法	利率
運転資金	500 万円	5 年以内(据置 6 ヶ月以内含む)	割賦償還	1.9%
設備資金	700 万円(見積額の範囲内)	5 年以内(据置 6 ヶ月以内含む)		
不況対策特別運転資金	300 万円	5 年以内(据置 6 ヶ月以内含む)		

\*融資利率は「2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日」となります。

\*市の融資制度(小口・特例)を活用する場合には、1 事業者につき 1 口とします。(融資制度を重複してご利用いただくことができません。) 但し、「不況対策特別運転資金」については、「小口事業資金」又は「特例小口零細企業資金」いずれかの「不況対策特別運転資金」以外の資金と重複することが可能です。

\*不況対策特別運転資金への申込は、景気後退の影響により事業継続に支障をきたし、最近 3 ヶ月間(又は 1 年間)の生産額(又は売上額)が前年同期と比較して 10%以上減少していることが要件となりますので、「生産額・売上高比較表」(市様式)と減少していることが確認できる「帳簿等の資料」が必要となります。

## 融資あっせんの流れ



# 申込書類

市指定様式の融資申込書のほかに、下記の書類が必要です。

	個人事業主の場合 (実印をご持参ください)	法人の場合 (「代表者印」及び代表者の「実印」を持参ください)
運転資金	① 東京信用保証協会用申込書類一式 ② 市民税及び固定資産税の納税証明書 (市役所納税課) ③ 所得税の納税証明書・その1(税務署)又は個人事業税の納税証明書(都税事務所) ④ 確定申告書及び青色申告決算書の控え(写し) ⑤ 印鑑登録証明書(市役所市民課) ⑥ 事業に必要な許認可証の写し	① 東京信用保証協会用申込書類一式 ② 法人市民税及び固定資産税(法人名義)の納税証明書(市役所納税課) ③ 法人税の納税証明書・その1(税務署)又は法人事業税の納税証明書(都税事務所) ④ 登記事項証明書(登記所) ⑤ 前期の決算書(写し) ⑥ 事業所の印鑑証明書(登記所)及び代表者の印鑑登録証明書(お住まいの自治体) ⑦ 事業に必要な許認可証の写し
設備資金	① 東京信用保証協会用申込書類一式 ② 市民税及び固定資産税の納税証明書 (市役所納税課) ③ 所得税の納税証明書・その1(税務署)又は個人事業税の納税証明書(都税事務所) ④ 確定申告書及び青色申告決算書の控え(写し) ⑤ 印鑑登録証明書(市役所市民課) ⑥ 事業に必要な許認可証の写し ⑦ 見積書	① 東京信用保証協会用申込書類一式 ② 法人市民税及び固定資産税(法人名義)の納税証明書(市役所納税課) ③ 法人税の納税証明書・その1(税務署)又は法人事業税の納税証明書(都税事務所) ④ 登記事項証明書(登記所) ⑤ 前期の決算書(写し) ⑥ 事業所の印鑑証明書(登記所)及び代表者の印鑑登録証明書(お住まいの自治体) ⑦ 事業に必要な許認可証の写し ⑧ 見積書
不況対策特別運転資金	① 東京信用保証協会用申込書類一式 ② 市民税及び固定資産税の納税証明書 (市役所納税課) ③ 所得税の納税証明書・その1(税務署)又は個人事業税の納税証明書(都税事務所) ④ 確定申告書及び青色申告決算書の控え(写し) ⑤ 印鑑登録証明書(市役所市民課) ⑥ 事業に必要な許認可証の写し ⑦ 生産額・売上高比較表(市様式)及び帳簿等の資料	① 東京信用保証協会用申込書類一式 ② 法人市民税及び固定資産税(法人名義)の納税証明書(市役所納税課) ③ 法人税の納税証明書・その1(税務署)又は法人事業税の納税証明書(都税事務所) ④ 登記事項証明書(登記所) ⑤ 前期の決算書(写し) ⑥ 事業所の印鑑証明書(登記所)及び代表者の印鑑登録証明書(お住まいの自治体) ⑦ 事業に必要な許認可証の写し ⑧ 生産額・売上高比較表(市様式)及び帳簿等の資料

\* 証明書は最新年度版をご用意ください。

\* 個人の④確定申告書及び青色申告決算書について、市への提出は最新年度分のみですが、金融機関から過去3年分の提出を求められることがあります。

\* 法人の⑤前期の決算書について、市への提出は前期分のみですが、金融機関から過去3期分の提出を求められることがあります。

\* その他必要書類を追加で提出していただく場合もあります。

## 融資に関わる補助金

### ① 信用保証料補助金

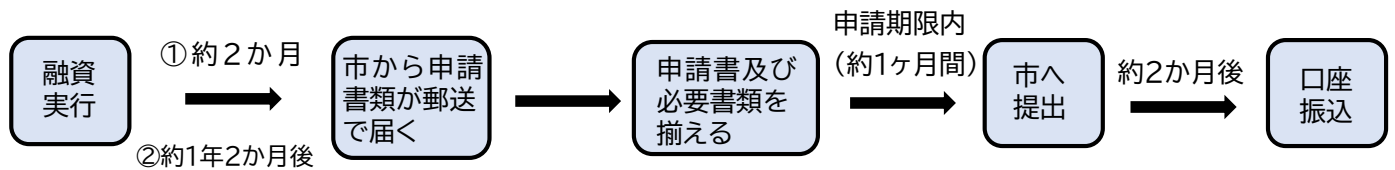
当該、融資申込に係る保証協会へ支払った信用保証料の3分の1を市が補助します。

### ② 利子補給金

補給率は、運転及び設備資金については50%、不況対策特別運転資金については70%です。

## 融資に関わる補助金の流れ(別途、市への申請が必要です。)

- ①信用保証料補助金 融資実行日から約2か月後
- ②利子補給金 融資実行日から約1年2か月後(1年経過毎に)



申請の際には再度簡単な審査を行います。万一、条件を満たしていない場合は補助金が受けられません。

### 注意

融資期間が1年以下の融資契約は、利子補給の対象とはなりませんのでご注意ください。

個人の方で融資期間中に市外へ転出した場合や、法人の方で事務所を市内に有しなくなった場合は、利子補給の支給はその日までとなりますので、ご注意ください。

### 特定非営利活動法人(NPO 法人)の申請について

「小口事業資金」のみ申請可能です。但し、医療を主たる事業とする小規模特定非営利活動法人については「特定小口零細企業資金」の申請が可能です。

必要書類：裏面の申込書類に加えて「事業報告書」、「計算書類(活動計算書及び貸借対照表)及び財産目録」、「年間役員名簿」、「社員のうち10名以上の者の氏名及び住所を記載した書面」が必要です。

## 取扱金融機関

金融機関名	支店名	所在地	電話番号
青梅信用金庫	東京街道支店	清水 6-1199-8	565-2131
	東大和支店	南街 5-1-17	561-0511
西武信用金庫	桜街道支店	上北台 3-452-17	563-6711
	東大和支店	狭山 4-1394-1	562-4111
大東京信用組合	東大和支店	南街 3-55-8	567-2011
多摩信用金庫	東大和支店	南街 5-65-2	564-7111
飯能信用金庫	東大和支店	桜が丘 4-302-3	565-3755
三井住友銀行	東大和支店	南街 5-97-1	563-1171
りそな銀行	東大和支店	中央 3-853-2	565-5311

## 関係機関の連絡先

	所在地	電話番号
東京信用保証協会 立川支店	立川市曙町 2-37-7 コアシティ立川ビル 5階	525-6621
立川税務署	立川市緑町 4-2 立川地方合同庁舎内	523-1181
立川都税事務所	立川市錦町4-6-3 立川合同庁舎内	523-3171
東京法務局立川出張所(登記所)	立川市緑町 4-2 立川地方合同庁舎内	524-2716